令和６年度
全道エゾシカ対策協議会

議　事　録

日時：令和６年（2024 年）９月２日（月）10:00～

会場：道庁別館地下会議室

１　開会

〇事務局（石井課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から、「令和６年度全道エゾシカ対策協議会」を開催いたします。本日は皆様お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。司会進行を務めます、北海道環境生活部野生動物対策課の石井です。開会にあたり、協議会の副会長である環境生活部自然環境局野生動物対策担当局長の新井田よりご挨拶を申し上げます。

２　挨拶

〇新井田野生動物対策担当局長

環境生活部野生動物対策担当局長の新井田でございます。

本日は、お忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃から本道のエゾシカ対策の推進にご理解とご協力を賜っておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。

本道のエゾシカ対策でございますが、近年、推定生息数や農林業被害額の増加が続いております。令和５年度の交通事故と列車支障件数は過去最高を更新したという状況です。こうしたことから、道では本年１月から３年間を緊急対策期間として設定いたしまして、一層の対策の強化を図ることとしております。

そうした中、先月、公表いたしました道内の生息状況と捕獲状況では、捕獲頭数は皆様方のご尽力によりまして、令和５年度は過去最多の 15 万頭という状況ではございますが、推定生息数は 73 万頭と、前年比１万頭増ということでございます。増加に歯止めがかけられておらず、大変危機的な状況であると認識しております。

道といたしましては対策に必要な予算の確保などについて、機会あるごとに国に要望を行っておりますが、緊急対策期間の設定に伴いまして、道が自ら実施をする捕獲事業も増やしながら、捕獲対策に取り組む市町村などへの支援についても拡充しているところです。皆様方にはそれぞれのお立場で対策に取り組んでいただいているところでございますが、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、貴重なお時間をいただきましたので、有効な情報や忌憚のないご意見を伺いたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

出席状況報告

〇事務局（石井課長補佐）

最初に、本日の出席状況についてですが、17 の参画構成団体のうち、北海道市長会、北海道漁業協同組合連合会、北海道猟友会、エゾシカ協会、エゾシカ有効活用推進連絡対策協議会の５団体が欠席され、12 団体が出席となっておりますことをご報告いたします。

要綱改正

〇事務局（石井課長補佐）

次に協議会の設置要綱の変更についてお知らせいたします。

道の組織改正により、本年４月に野生動物対策担当局長が新設されたことに伴い、協議会の副会長を自然環境局長から変更しましたので、ご報告いたします。

資料確認

次に、資料の確認をさせていただきます。

次第、配付資料一覧、出席者名簿、配席図、設置要綱及び資料１が１－１から１－６、資料２が１から２、資料３が３－１から３－10－１までです。

それでは、これより議事進行はエゾシカ担当課長の高杉から行います。

３　議題

〇高杉エゾシカ担当課長

高杉でございます。よろしくお願いいたします。

これより、議題に入りたいと思います。次第に沿って進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い致します。

それでは、議題（１）エゾシカの現状について、事務局からご説明いたします。

議題（１）エゾシカの現状について

〇事務局（石井課長補佐）

資料の１－１からご説明いたします。

北海道エゾシカ管理計画については、エゾシカ対策の基本となるもので、昨年も紹介しておりますので端折って説明いたしますが、令和３年度末に第６期計画を策定しました。令和４年４月から５年間の計画です。現在はこの計画に沿って対策を進めております。

この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定管理鳥獣に指定されているニホンジカについて、必要な管理を行う為に道が定めたもので、道内を４地域、東部地域をオホーツク、十勝、釧路、根室管内、北部地域を空知、上川、留萌、宗谷管内、中部地域を石狩、胆振、日高管内、そして南部地域を後志、渡島、檜山管内として、地域ごとの生息状況を見ながら、対策を進めることとしております。

８ページ、「第２章　管理の推進」の管理目標をご覧ください。目標は、基準年、平成 23 年の個体数指数の半分にあたる 50 としていますが、現在は大発生水準にあり、個体数を減らすために捕獲推進プランを作成し、捕獲目標を毎年度設定し、これに基づい

て、関係機関の皆様には捕獲を推し進めていただきたいと、お願いをしているところでございます。

また、捕獲したシカについては、本道固有の自然資源としての価値を最大限に発揮させるため、有効活用の推進にも取り組むこととしております。

16 ページをご覧ください。被害対策については捕獲だけで進むものではなく防除対策と両輪で取り組む必要があり、農林業被害の防止のための侵入防止柵の設置や、交通事故対策としての侵入防止柵の設置、あるいは注意看板の表示などの対応について記載しております。

計画の最後、19 ページの下段には計画の実施に向けてということで、推進体制についてです。毎年、有識者の皆様から生息状況や計画の進捗等について科学的助言をいただくとともに、この全道対策協議会や、各地域で連絡協議会等を開き、市町村あるいは国の出先機関等、関係機関にもご協力いただきながら、対策を進めていくということでございます。

ここまでが、エゾシカ管理計画の説明となります。

続いて資料１－２をご覧ください。

令和５年度エゾシカの推定生息数等については、先ほど局長の話にもありましたが、現在 73 万頭ということで、平成 30 年からの増加傾向を反転できていない状況が続いていると推定しています。

これに対し、捕獲状況は速報値ではありますが、15 万頭と過去最多となっております。昨年は速報段階では過去最多に僅かに届かない状況でしたが、確定値では数値が増えて過去最高値となっております。今回も速報値のため、今後、未集計分の捕獲頭数が若干加算されるのではないかと考えているところです。

「３　捕獲推進プラン目標数」に記載しているのは全道の捕獲目標数です。生息数の増加が続いている中、これに歯止めをかけ、減少に転じさせるためには一層の捕獲数の上積み、増加が必要ということから、昨年度の目標数はその前年度の 16 万 3,000 頭から 18 万 5,000 頭に引き上げております。その結果、昨年度の捕獲数は過去最多を更新したもののプランに対する達成率は約８割と、大変厳しい状況が続いております。そのため、今年度の目標は、専門家のご意見では生息数を減少に転じさせるためにはメスの捕獲数を現在よりも大幅に上げるべきとのご意見をいただいておりますが、先ずはプランの目標の達成を優先し、昨年度と同じ 18 万 5,000 頭に据え置いております。

「４　農林業被害額（全道）」は、昨年 11 月に公表した令和４年度の 48 億円が最新のものですが、平成 23 年度に 64 億円でピークとなった後、減少していたものの、ここ数年は再び増加に転じており、その傾向が続いているという状況です。

「２　捕獲状況」の話に戻りますが、平成時代の最多の捕獲数は 24 年度の 14 万 4,000 頭です。実はこの時にメスは９万 1,000 頭が捕獲されています。それに対して、昨年度、

令和５年度は捕獲数全体としては15万頭と平成24年度より約6,000頭多い数字になっておりますが、メスについては平成 24 年度の９万 1,000 頭に対して８万 2,000 頭と9,000頭少ない状況です。

これが何を意味するかと言いますと、次のページをご覧ください。これは昨年も説明しておりますが、改めて説明させていただきます。

オスを捕獲した場合とメスを捕獲した場合とで、今後の生息数にどのような違いが出てくるのかということです。要するに、毎年子供を産むメスに対して、交尾するオスの代わりはいくらでもいるので、同じ１頭を捕獲した場合、大型のオスを捕獲すれば農業被害の軽減につながるという意見もありますが、メスが残ると子供が生まれ、メスだけでなくその子供も新たに農業被害を発生させるということになれば、直にそれ以上の被害を発生させるものと予想されますので、個体数を減らすことだけでなく、農業被害を減少させるためにもメスジカを優先して捕獲していただきたい、ということをこの場でもお伝えさせていただきます。

次に資料１－３はエゾシカ捕獲数の推移で、過去 30 年分の狩猟と許可捕獲の別、それから管理計画で４つに区分している地域毎にとりまとめております。細かい数字が並んでおりますので、後ほど、参考としてください。

資料１－４は野生鳥獣被害についてです。１ページ目は、エゾシカ以外も含めた鳥獣被害の全体額です。令和４年度が最新のものですが、被害額は 59 億円弱となっており、２枚目の一番下の表を見ていただくと、約 59 億円のうちエゾシカによるものは８割の48 億円となっております。３ページ目は過去 10 年の推移で、被害額のピークは表にない平成 23 年の 64 億円ですが、それから徐々に減ったものの、近年また被害が増えており、以前から釧路地域の被害が最多となっています。日高や十勝、根室など、ピーク時に比べ被害が抑えられている地域がある一方で、後志や檜山など、被害地域の拡大も見られるところです。

５ページ目、農業被害の作物別で見ると、被害の３分の１が牧草となっており、このほかデントコーンやロールパックサイレージなどの飼料を含めると約半分となっており、ここ数年、傾向はあまり変わっておりません。

続いては資料１－５　交通事故の発生状況です。これは毎年、道警本部から資料を提供していただいているものです。令和５年は 5,287 件で過去最多を更新しております。道東地域ではずっと被害が多い状況ですが、それ以外の地域でも発生が増え続けています。発生時期は秋が多くなっており、繁殖期に伴う移動、あるいは繁殖期に伴ってオスジカの注意力が散漫になることなどが従来から理由とされています。

資料１－６は列車支障発生状況で、ＪＲ北海道様、ＪＲ貨物様、道南いさりび鉄道様からデータをいただきました。こちらも昨年度は 4,450 件と過去最多を更新しています。地域別の発生状況は先の交通事故、道路上のものと似たような傾向で、事故の多い場所には柵を設置するなどの対策を取っていただいているものの、東部地域、北部地域

及び中部地域での支障件数が多い地域だけではなく、南部地域でも発生の増加が続いているという状況でございます。
　エゾシカの現状につきまして、駆け足で説明してきましたが、以上となります。

○事務局（高杉エゾシカ担当課長）
　ただいま、資料１－１から１－６についてご説明しましたが、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

（意見、質問なし）

議題（２）緊急対策期間の設定について
○事務局（高杉エゾシカ担当課長）
　続きまして、議題（２）エゾシカ緊急対策期間の設定について、事務局から説明いたします。

○事務局（石井課長補佐）
　エゾシカ緊急対策期間については、皆様方には既に昨年の 12 月 26 日付けでお知らせしておりますが、道では、最初の局長の挨拶でもありましたように、最近のエゾシカの生息数や農林業被害の増加、或いは交通事故、列車運行支障件数の増加を踏まえ、本年１月から３年間をエゾシカ対策推進条例に基づく「エゾシカ緊急対策期間」として設定しておりますので、簡単ではありますが改めて説明させていただきます。
　設定の背景については、先ほど議題１でも説明しましたとおり、生息数の増加、農林業被害の増加や交通事故･列車運行支障など、軋轢が深刻な状況にあります。このため、捕獲についてはこれまでも推進してきたところですが、状況を改善するにはより一層強化する必要があると考え、設定したものです。
　緊急対策期間については以前にも平成 22 年に設定し、皆様には一斉に対策を依頼したことが功を奏して、生息数は減少に向かい、被害も減る傾向となったことから、平成 26 年限りで解除していますが、この時にはまだエゾシカ対策推進条例ができる前でしたので、条例に基づく緊急対策期間としては今回が初めての設定ということになります。生息数を減少させるため、捕獲を一層進めていくためには皆様方との連携とご協力が必要となりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。
　なお、緊急対策期間の設定に伴い私どもでは対策の強化を図っておりますが、具体的な内容につきましては、次の議題、エゾシカ対策の取組状況の中でご説明いたします。

○事務局（高杉エゾシカ担当課長）
　ただいま資料２－１、２－２についてご説明しましたが、ご意見、ご質問がありまし

たらよろしくお願いします。

（意見、質問なし）

議題（３）エゾシカ対策の取組状況について

〇事務局（高杉エゾシカ担当課長）

続きまして、議題（３）エゾシカ対策の取組状況につきまして、各構成団体様からそれぞれの取組状況につきまして資料提供をいただいておりますので、ご説明、ご紹介をいただきたいと思います。

まず、道の取組状況につきまして各部局から説明します。

質疑応答については終わった後にまとめて受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず始めに、環境生活部の状況につきまして、事務局からご説明いたします。

〇事務局（永安主査）

私の方から令和６年度エゾシカ捕獲対策プランについて説明いたします。

資料３－１エゾシカ捕獲推進プランについては、各地域で今後の捕獲対策の検討に活用していただくことを目的にしまして、毎年作成しているものです。こちらは推定生息数、捕獲数速報値とともに公表しておりまして、今年度も、８月 13 日に公表をしております。

基本的な考えとしては、先ほども説明がございましたが、東部北部中部南部、どの地域におきましても個体数の増加傾向が続いております。そのため、メスの捕獲を積極的に行うことで、個体数増加の抑制につなげることとしております。

昨年度の達成状況ですが、資料の３番に詳細の数字が書いてあります。今時点ではまだ速報値で、精査しているところですので確定値は年末になると思われます。捕獲数は 15 万頭を超えると考えており、過去最高ではありますが、目標としている 18 万 5,000 頭の昨年度のプランに対しては約２割足りていない結果となっています。

今年度の目標数の設定については次のページとなっております。資料の４番に令和５年度の個体数指数等と書いてありますが、平成 23 年度の個体数を 100 とした時の、今現在の生息数がどのくらいかという形で専門家に算定していただいた数字であり、どれを見ても 100 を超えておりますので、増加傾向にあるということが見て取れるかと思います。

その次の５番に捕獲頭数の目標の設定ということになっておりますが、先ほどからご説明しておりますとおり、昨年度、目標を大幅に上げておりますが、そこまで２割程度達成していない状況ですので、今年、目標を上げるのではなく、そのままの目標頭数としております。生息数を減少に転じさせるために、メスの捕獲数を増やす必要があると

いうことで、頭数としては 18 万 5,000 頭に据え置きの状態ではありますが、メスの捕獲比率を上げていただくべく、令和６年度エゾシカ捕獲推進プランにメスの比率を入れております。狩猟に関しては、個人の趣味の部分が大きいですので、こちらで上げることができませんが、許可捕獲の方は色々なインセンティブを与えることにより、少しでもメスの捕獲割合を増やそうということで考えております。令和７年度以降についても、メスの捕獲数を増やしていくということで進める方針としている状況です。

振興局毎に、資料４ページ目にどの程度捕獲していただきたいという数字を示しておりますので、各市町村にはそれを参考にしていただき、鳥獣被害防止総合対策交付金などを十分にご活用いただき、捕獲、特にメスを優先して推進していただければと考えております。

○事務局（石井課長補佐）

続きまして、資料３－１－２。令和６年度エゾシカ対策関連の主な事業について、説明いたします。令和６年度の主な事業については、環境生活部で実施している事業に加え、農政部、水産林務部で実施している事業内容を含めております。

１つ目のエゾシカ対策推進費については、北海道独自の事業です。会議や生息状況調査という形で全道のエゾシカの生息状況の確認などの取組を行っております。

２番目の指定管理鳥獣捕獲等事業、３番目のエゾシカ捕獲困難地対策事業、それから次のページのエゾシカ越冬期集中捕獲事業については、北海道が、認定鳥獣捕獲等事業者という鳥獣法に基づく認定団体に委託をして実施する捕獲事業及び、それに関連する現地調査等の事業を実施しており、越冬期集中捕獲事業については今年度から新たに始めるものです。

次の地域づくり総合交付金（エゾシカ緊急対策交付金）については、総合交付金は福祉・介護関係、集落維持関係、デジタル技術の活用などが全体としては対象になっている中に、エゾシカ緊急対策が含まれており、捕獲にかかる市町村単独の事業に対して、半分を道で助成するというものでございます。予算額はこの中の一部となっております。

次の狩猟者確保・育成推進事業は今年度の新規事業です。地域での担い手確保が課題になっておりますので、それに向けた取組を今年度から進めております。

次のページ、エゾシカジビエ利用拡大推進等事業は、一般の狩猟者が捕獲個体を食肉処理施設に持ち込んだときに、１頭ごとに助成金を支給して、捕獲を推進する事業です。狩猟者の他に、事業に登録した食肉処理施設には、廃棄物の処分費用等を助成しています。

その下、エゾシカ有効活用事業、エゾシカ肉品質向上・流通拡大推進事業については、エゾシカの利用を推進するためのソフト事業です。

次のページ、農政部の鳥獣被害防止総合対策事業費については、この後、農政部から

説明がありますが、市町村協議会が実施する事業を中心として、市町村の捕獲対策事業、あるいは被害防除の事業にあてられているものです。

エゾシカ森林被害防止強化対策事業、道有林エゾシカ緊急対策事業については、それぞれ、水産林務部の林業部門で行っている捕獲対策あるいは被害防止対策に利用されているものでございます。

引き続き、資料３－１－３はエゾシカ緊急対策期間に関する事業についてです。

捕獲を強化するということで、道による捕獲、狩猟による捕獲、それから市町村による捕獲、それぞれについて取組を行うこととしております。

先ずは、道における捕獲の推進です。これまで鳥獣保護区等の規制エリアで行っている指定管理鳥獣捕獲、市町村による捕獲が進んでいない区域での捕獲困難地対策による捕獲については、合計した実施箇所数を増やす予定です。また、新たに越冬個体が集結する場所において集中捕獲事業を始めることとしています。

次に、狩猟による捕獲の推進ですが、エゾシカジビエ利用拡大等推進事業という、事前に申し込みのあったハンターが登録された食肉処理施設に狩猟による捕獲個体を持ち込んだ場合に支援金をお支払いしている事業についてです。昨年度までは１頭あたりの単価はオス・メスともに8,000円でしたが、今年度は、個体数抑制効果の大きいメスの単価を引き上げることとしています。捕獲推進プランの目標数の狩猟については据え置きとしていますが、メスジカの捕獲推進を図りたいということで、メスの単価を引き上げております。なお、この事業の参加募集は既に終了しています。

市町村による捕獲の推進については、地域づくり総合交付金によるエゾシカ緊急対策交付金の内容を拡充するものです。先ほどご説明したように市町村の独自財源による捕獲について地方交付税が措置されない部分の半額を道から助成しているものですが、本年の２月、３月の捕獲分から、前年度実績より捕獲が積み増された分について、追加交付を設定し、特にメスの捕獲比率が高まる２月・３月の捕獲分について、その額を増額、上乗せしております。これにより、メスジカの捕獲を誘導したいと考えています。

○事務局（坂村エゾシカ対策係長）

続きまして、資料３－１－４、指定管理鳥獣捕獲等事業とエゾシカ捕獲困難地対策事業、エゾシカ越冬期集中捕獲事業の実施予定区域ということで説明いたします。

指定管理鳥獣捕獲等事業、効果的捕獲促進事業については環境省の事業です。指定管理鳥獣捕獲等事業については、主に鳥獣保護区等、地元のハンターが捕獲を実施できない場所等で実施しているものです。効果的捕獲促進事業は指定管理鳥獣捕獲等事業とは別枠の事業ですが、ほぼ同じような形で行っています。そのうち市町村連携ということで、複数町村での連携を想定した事業地域が４箇所、それから効果的捕獲モデルということで、技術的な対策を検討する中で、実施する捕獲事業を１箇所が実施されていると

いう状況です。こちらについては昨年度と比べて１ヶ所多い状況となっています。
　それからエゾシカ捕獲困難地対策事業は農水省の交付金事業です。名前のとおり、捕獲が困難な場所ということで、誰が捕獲困難かというと基本的には市町村が捕獲を実施しづらい場所、例えば市町村の境界付近で、市町村界を超えてしまうと、ハンターが捕獲許可を与えられている範囲を超えてしまうため捕獲ができないため、なかなかそういう場所には行かない。あるいは、そういった場所には国有林・道有林のエリアが大きく、銃猟禁止区域などがあって、地元のハンターが入りづらい。そのような場所でわな猟を実施している事業があります。これが４箇所あります。
　それから、今年度、新しく事業として作った、エゾシカ越冬期集中捕獲事業。こちらについては、地元から非常に困っているという場所を４箇所選定しております。特にエゾシカの生息が多いという場所を選び、集中的に捕獲しようという事業です。こちらが４箇所で、合計 21 箇所となっています。ただ今年度については、越冬期集中捕獲事業は、１箇所のみで本格的に捕獲を実施するが、来年度以降、本格的に捕獲するためにどのような、捕獲方法があるかという検討を３箇所で実施するような形を考えているところです。

　資料３－１－５では、令和５年度の捕獲実績、昨年度の実績について説明しています。
　昨年までは指定管理鳥獣捕獲等事業、捕獲困難地対策事業のというは２種類進めてきているところですが、全体で 16 箇所、それぞれの箇所で捕獲頭数を記載しています。全体で 925 頭を捕獲したというのが昨年度の実績になります。もう少し本来は捕獲できるべきでしたが、昨年度はやはり道東の方で特に積雪が少なく、地肌がむき出しになっている状態で、エゾシカがなかなか、わなに誘引する餌に集まりにくいというような状況もあり、捕獲がなかなか上手くいかなかったという状況もあり、もう少し捕れればというところでした。今年度も雪の状況はまだわからないところではありますが、そういったことも踏まえて、今年度も実施していきたいと考えております。

　次のページ、資料３－１－６については、農林水産省の交付金を活用したエゾシカ捕獲困難地対策事業は、令和４年度については８箇所で実施しましたが、令和５年度については、国からの交付金の割り当てが、かなり減じられたこともあり、箇所数を４箇所に減らしており、今年度も同様に４箇所の実施としている。これに加えて、令和６年度エゾシカ越冬期集中捕獲事業ということで、新たに４箇所で実施するというような形で、今年度についても、農林水産省の交付金事業では全道８箇所で実施して、捕獲を推進していきたいと考えています。

○事務局（羽二生主査）
　続きまして、資料３－１－７に基づきご説明いたします。

令和５年度のエゾシカ一斉捕獲推進期間における捕獲事業の実施結果となっております。道では、北海道エゾシカ対策推進条例第８条及び同条例の施行規則第４条に基づき、２月１日から３月 31 日までを、一斉捕獲推進期間として設定しています。こちらの資料については、令和５年度のエゾシカ一斉捕獲推進期間における捕獲の暫定的な結果となっております。この期間は、捕獲の実施主体である市町村と連携協力し、エゾシカの捕獲等を推進しております。この時期は、非常にメスジカの捕獲がしやすい時期で、積雪期で草木が枯れて視界が良いことと、生まれた仔ジカが成長してメスジカの警戒が少なくなるということで、非常に捕獲しやすい時期であるため、この期間の捕獲を強化していきたいと考えております。関係者の皆様におかれましては、国有林・道有林内における捕獲環境の整備等のご協力について、今後とも、ご協力いただけますようお願いいたします。

○事務局（石崎主査）

続きまして、資料番号３－１－８、令和５年度のエゾシカ有効活用の取り組みについて、ご説明いたします。

１番、エゾシカ肉処理施設認証制度ということで、平成 28 年より、道の独自認証を実施しており、８月末現在で 20 施設を認証しています。

２番、エゾシカジビエ利用拡大推進事業。これは先ほど事業説明の中でも触れておりましたが、狩猟により捕獲したエゾシカを、登録された食肉処理施設に持ち込んだハンターに対し、8,000 円を支援するという事業です。令和５年度については、オスメスともに 8,000 円で実施しており、受入については北海道が指定する食肉処理施設でしており、廃棄処理経費を支援しています。

３番、衛生管理の向上ということで、エゾシカ肉処理施設認証の手引きを作成し、食肉処理施設に配布しています。平成 30 年度からは、認証アドバイザー派遣事業を実施しております。道認証の取得を目指している施設に対してアドバイザーを派遣して助言をするという事業となっています。

４番、エゾシカ肉等のＰＲということで、（1）出前講座として、試食、クラフト体験といったことを、小中高生、或いは一般向けに実施しています。令和５年度については 19 回実施、延べ人数で 709 名が参加しました。（2）、今年も実施しますが、エゾシカパネル展を道庁１階ロビーで実施しており、昨年は 238 名来場がありました。それから、(3) 包括連携協定ということで、北洋銀行様・帯広信用金庫様主催のインフォメーションバザール、全日空オープンゴルフトーナメント、それから、10 月の道政魅力発信イベントで、イトーヨーカドーにてブース設置等を実施しました。また、（4）エゾシカフェアということで、12 月 15 日からおよそ２ヶ月間をジビエの期間ということで、消費拡大に向けたキャンペーンを実施しています。昨年度は 105 店の参加がありました。（5）毎月第４火曜日をシカの日としており、ホームページなどでの情報提供をし

ています。また、エゾシカ肉を活用したメニューを提供している店を、シカの日参加店として登録しており、８月現在で 164 店舗が参加しています。（6）道外でのエゾシカ肉の PR を、先ほど事業説明にあった、エゾシカ有効活用促進事業の中で実施しております。昨年度については、エゾシカ肉料理セミナーを東京で実施、大阪では、給食セミナーということで実施しました。それから（7）エゾシカジビエツアーの実施ということで、昨年度は釧路管内で実施し、17 名が参加しました。このツアーは食品事業者等を対象に、商品開発等を目的として実施しております。

５番、エゾシカに肉品質向上に向けた取り組みということで、調査事業の実施、検討懇話会を設置し、有識者による検討懇話会を実施しております。

６番、ＳＮＳ等を利用した情報発信については、フェイスブックのページで実施しております。

資料３－１－９については、農水省及び厚生労働省が発行している、ジビエの流通に関する周知用の PR ペーパーですのでご参照ください。

○高杉エゾシカ担当課長

次に農政部の状況について、食品政策課から説明をお願いします。

○農政部食品政策課（大塚主幹）

４月より、農政部の事業の担当が、技術普及課から食品政策課に移りましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきご説明します。資料は３－２－１と３－２－２になります。

まず、資料３－２－１の１は野生鳥獣による農作物被害金額等の推移です。先ほども紹介がありましたけれども、道内の野生鳥獣による農林水産業被害金額については、平成 23 年度の 72 億円をピークに減少傾向が続いていましたが、令和２年度から増加に転じ、令和４年度の被害額は 58.8 億円と、引き続き高い水準が続いている状況です。全体の８割以上の 48.4 億円がエゾシカによるもので、令和３年度に比べて、４億円の増加となっています。

２は鳥獣被害防止対策交付金の実施状況です。国では、平成 19 年に鳥獣被害防止特別措置法を制定し、平成 20 年に鳥獣被害防止総合対策交付金を創設しております。道では、この交付金を活用して、市町村が作成した被害防止計画に基づき、市町村などで構成する協議会が行うわなどの捕獲機材の導入、シカやクマなどの鳥獣の捕獲や追い払いの実施、侵入防止柵やジビエの処理加工施設の整備など、被害防止等捕獲活動強化に向けた地域の取り組みを支援しているところです。交付金の支援メニューは、資料のとおりですが、ハードからソフトまで、非常に幅広いものになっています。

ハードの整備事業については、シカなどの侵入防止柵、ジビエ処理加工施設、焼却施

設、捕獲技術高度化施設、射撃場などが対象になっております。

ソフトについては、地域ぐるみの被害防止活動の推進体制の整備や、捕獲の担い手を育成するための研修などを実施する推進事業、捕獲活動経費を直接支援する緊急捕獲活動支援事業、さらに、昨年度の補正予算で、国が新たに集中的にシカ被害を低減させるために措置したシカ特別対策事業、そして、都道府県が行う生息状況調査、広域捕獲活動、人材育成活動、ジビエ等の利用拡大に向けた取り組み、こういった活動を支援しています。特に、シカ特別対策事業については、各市町村 300 万円が上限ですが、これまで対象ではなかったわなの餌代や弾代などが対象になったほか、捕獲活動経費も１頭当たり１万 8,000 円と、日当を支援することもできるということで、対象が広がり、柔軟な取り組みが可能となったため、当初、手を挙げていた市町村は 11 でしたが、６月７月で、国から追加希望調査があり、新たに 55 の市町村が手を挙げ、道内で 66 の市町村、約３分の１の市町村で取り組んでいただく状況になっております。

それから一番下の表ですが、例年当初予算で 10 数億円程度を執行しており、今年度も 11 億円ほど執行する計画となっています。国の交付金については、全国的に要望が増加しており、国から本道への配分額が、要望額に対して、７割から８割程度となっております。こういった状況を続けますと、地域の捕獲活動の低下を招き、有害鳥獣の生息数の増加や、農業被害の拡大に繋がりかねないので、道としては、地域における鳥獣による農業被害の防止に向けた取り組みに必要な対策の継続と予算の確保、地方交付税措置の充実、緊急捕獲活動にかかる経費の適正の単価の設定について、様々な機会を通じて、引き続き、国に要望して参ります。

資料の３－２－２は、農水省の鳥獣交付金のＰＲペーパーとなっていますので、後程ご参照いただければと思います。私からは以上です。

○高杉エゾシカ担当課長

次に、水産林務部森林整備課の状況について、説明をお願いします。

○水産林務部森林整備課（笹岡課長）

水産林務部森林整備課から説明します。資料３－３－１をご覧ください。事業の概要については、先ほど資料３－１－２で説明がありましたが、森林整備課では、市町村有林、私有林といった、一般民有林と言われている森林に対して、エゾシカによる森林被害の軽減に向けて、防除捕獲などの対策をしています。

令和５年度については、実施数量にあるとおり、囲いわなの設置やエゾシカ侵入防止柵の設置などの実績で取り組んでおります。

令和６年度については、同様の取り組みに加え、令和５年度の国の補正予算で、シカ集中捕獲支援事業を用意していただき、こちらを活用して、釧路地域において、林道等の除雪などにより、捕獲に関わる条件整備を進めていくこととしています。以上です。

○高杉エゾシカ担当課長
　次に、水産林務部道有林課の状況について、説明をお願いします。

○水産林務部道有林課（山越係長）
　道有林の実施状況について資料の３－４－１で説明させていただきます。
　令和５年度の取り組み状況ですが、道有林エゾシカ緊急対策事業ということで、道有林内における一般狩猟等の捕獲環境の整備で林道除雪を行っています。こちらの実施数量が約 145 キロとなっています。もう一つ、森林環境保全整備事業ということで、野生鳥獣による被害防止で、囲いわなを３基ほど設置しています。こちらについては、実績が 103 頭となっています。
　令和６年度の予定ですが、同じく道有林エゾシカ緊急対策事業ということで、一般狩猟の環境整備のために、林道除雪を予定しているのと、先ほど森林整備課からも説明がありましたように、令和５年度補正事業として、シカ集中捕獲支援事業の予算が配置されていますので、道有林内における許可捕獲等の環境の整備、林道除雪になりますが、追加で予定しています。令和５年度と同じように、森林環境保全整備事業により、囲いわなの方も予定しています。以上です。

○高杉エゾシカ担当課長
　以上、北海道の取組状況について説明しましたが、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

（意見、質問なし）

○高杉エゾシカ担当課長
　それでは続きまして、北海道森林管理局様から説明をお願いいたします。

○北海道森林管理局（三浦野生鳥獣管理指導官）
　資料３－５－１ということで、ホームページでも公開していますが、５年度６年度の取り組み結果等についてご説明させていただきます。
　エゾシカ被害の実態把握ということで、当局では、平成 21 年度から、全道各地で調査プロットとして現在 348 プロットを設置していまして、毎年度、箇所を選定して、調査を行っています。昨年は、渡島、檜山の２ヶ所、今年度は、宗谷、網走中部、留萌などということで計画しています。それから、合わせて令和２年度から、森林の回復状況、その経過観察ということで、実質、防シカ柵等を利用した調査、比較調査も実施していまして、令和５年度は石狩、胆振東部、日高北部、日高南部で実施しています。令和６

年度は、宗谷、石狩、日高北部で実施予定です。表中に載せている簡易影響調査は、詳細影響調査を補完するための調査で、全道に森林管理署 24 署、支署含めてありますけれども、そこに森林官を常駐していますので、その方を含めて、チェックシートを用いて、どんな状況になっているのかという分析をしたデータを、ホームページに上げてお知らせしているところです。

次に、国有林でも、捕獲事業を進めていまして、一つ目が、捕獲事業管理型捕獲で、事業者に委託という形で実施しています。扱いとしては、林道を閉鎖して、そこから発砲して捕獲するモバイルカリング、それから、大型囲いわな等によって捕獲を実施しています。実施結果としては令和５年度で 637 頭です。資料には、前年度実施した箇所、それから今年度予定の箇所を載せています。ちなみに、令和６年度については、１センターと６署５市７町で、この管理型の捕獲事業を予定しています。

次に捕獲連携事業については、市町村と有害鳥獣捕獲にあたっての役割分担をしており、林道除雪と餌による誘因は森林管理署、それから捕獲に必要なものは市町村が行う協定を結び実施しているものです。実施した令和５年度につきましては、1,329 頭捕獲しています。資料に、昨年と今年度予定の市町村を載せています。

次に、市町村等との連携強化ということで、事業の捕獲事業のほかに、一斉捕獲推進期間が道庁含めて実施されておりますけれども、これについても、国有林内鳥獣捕獲を行おうとする場合の林道除雪への協力、それからフィールドの提供などを調整させていただき、連携強化を図っているところです。この他、銃猟が困難な地域、いわゆる銃では厳しいところについては、わなの市町村や団体への貸し出しということも併せて実施しています。

次のページは、データ的な取得というところも含めて、こんなことを行っているというご紹介です。一つは、エゾシカ捕獲調査マニュアルの作成ということで、先ほど申し上げた簡易影響調査、こういった蓄積されたデータをウェブマップ化して公開しています。それから、くくりわなの講習を修了した職員による捕獲も、令和に入ってから実施していまして、宗谷署が稚内で実施しています。実は近くに小学校等がありまして、昨年も含めてクマの出没が相次いでおり、クマを寄せ付けないという意味から、今年度については取り組みを行っておらず、注視しているところです。ちなみに、令和３年度で 12 頭、令和４年で 16 頭を職員実行で実施しております。

資料の下には、ＩＣＴ技術の導入の事例を記載しています。

最後にエゾシカ狩猟者への利便性の向上ということで、国有林への入林の手続きを、本日から実施しています。下の方に、ここ数年の届け者数を記載しています。年々狩猟者の届け者数も、右肩上がりで増えているところですが、狩猟者への利便性も含めて、こちらの方もさせていただいています。先ほどご説明したウェブマップで、公開している部分もあわせて、こういう取り組みをしているところです。こちらからは以上です。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明につきまして、質問等はありますか。

○事務局（石井課長補佐）

国有林さん、捕獲事業を自らもされているほか、市町村の捕獲への支援、あるいはハンターへの利便性の向上ということで、いろいろ取り組んでいただいており、大変感謝しているところです。一方で、私どものところには、市町村さんからの要望や、ハンターからの直接の声として、もう少し入れるようにならないのか、捕りやすくするようにしてもらえないかという声が届いていることも事実です。平成 30 年に国有林内で作業中の職員の方がハンターに撃たれて亡くなるという、起こってはならない事故が起こってしまい、安全確保に配慮しなければならないという状況の中で、いろいろやっていただいていることは大変感謝しているのですけれども、一方で先ほど申しましたような声もいただいており、その対応について、今ご紹介いただいたことを更に進めていただけるのか、この辺で限界なのか、見通しをお知らせいただければと思います。

○北海道森林管理局（三浦野生鳥獣管理指導官）

こちらの方にも、実態論として、図面を見たら赤いところが多いよねというお話は確かに入っております。ただ、この件に関しては事故だけではないのですが、30 年の事故の教訓という意味からも、銃猟による立ち入り禁止区域の扱い、各種法令制限区域、一般入林者の区域、公共機関による実施事業区域、こういったものの実際に入られる方の安全確保というのが一番重要な位置付けになっています。もちろんシカを減らすという意味からも、できるだけそういう地域を増やすこともちろん、殊勝のことではありますが、当然事業を含めてやっていると、そこに安全が必ずついていかなければいけないということもありまして、若干そういう部分と相容れない部分があるとは思っています。その中で、もちろん仕事でどうしても全期間、10 月に入ってから３月まで、どうしてもその期間、事業を行うのでご遠慮願いたいという場所、それから、事業はするけれども、この期間が終われば入れるということで、形として一部、指定する期間内だけというような設定をしている場所、ある一定時期になりますと当然終わるところもございますので、特にそういったところで事業が終了して可猟となる場合、速やかに変更するよう、今までも各署を含めて、指示指導等を行っているところです。これからも、速やかに変更の手続きをして、狩猟者の皆さんに入っていただける場所を設けてということは考えております。効率的な捕獲等を林内で作業されている方との安全、両方両立を図りながら、できる限り、銃猟を可能とする区域の設定に努めているところですので、ご理解いただければと考えております。市町村におかれましても、場合によっては、調整の結果、一定期間だけ入れるというところもありますので、市町村等と署の方で連携していければという風に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐）
　ありがとうございます。市町村さんの他、道も国有林の中で、捕獲事業をさせていただいております。関係機関連携して、取り組みが進められるよう今後とも引き続きよろしくお願いいたします。道有林につきましても、市町村による捕獲が行われていると思いますので、同様によろしくお願いいたします。

○高杉エゾシカ担当課長
　他に何かありますか。
　続きまして、環境省北海道地方環境事務所様から説明をお願いいたします。

○環境省北海道地方環境事務所（髙木国立公園課課長補佐）
　資料の方は３－６－１になります。国立公園におけるエゾシカ対策についてということで、北海道内の国立公園が７公園ございますが、そちらでのエゾシカ対策について、紹介をさせていただきます。事業といたしましては、７公園の内、４公園で実施をしています。利尻礼文サロベツ国立公園では、エゾシカの生息状況等について、既存の情報収集、整理をしているところですが、他の大雪及び今年の夏に指定になりました日高の方でも、情報収集に努めて参りたいと思っています。具体的な事業を実施している国立公園としては、支笏洞爺国立公園では２ヶ所で行っております。一つは洞爺湖中島で、関係機関で構成している洞爺湖中島エゾシカ対策協議会がありまして、令和３年に策定したエゾシカ管理計画に基づいて事業を実施しています。現在、環境省では、試験捕獲をいろいろと実施させていただくということで、いろんな効果的、効率的な手法についての検討を実施しています。支笏洞爺国立公園の公園計画上、生態系維持回復事業計画というものを、昨年度末に策定させていただいており、それに基づいて今後、事業を実施していかなければならないということで、今後の管理方針の検討を、今年度進めていきたいと思っています。もう１ヶ所、支笏湖エリアですが、こちらでは、主にモニタリングを実施しています。一つはエゾシカ自体がどのぐらい生息しているのかというのを、支笏湖周辺およそ８ヶ所で撮影しており、合わせて、森林生態系の被害の状況ということで植生の調査を実施しています。あと、知床国立公園、最初に道庁からも説明がありましたが、知床半島エゾシカ管理計画を作らせていただいており、これに基づいて事業を実施しています。合わせて生態系維持回復事業計画、これは国立公園としての計画ですが、そちらと連携をしながら事業を実施しています。今年度の予定としては、シカの個体数調整を実施することと、モニタリングとして植生の調査を実施する。合わせて知床岬地区において、効果的な手法の検討を実施するということを予定しています。
　次に、釧路湿原国立公園の事業内容を紹介させていただきます。こちらも国立公園としての資質の維持というところで、植生のモニタリングを実施するとともに個体数調整

を実施しています。また、釧路湿原エゾシカ対策検討会議を実施して、関係機関との情報共有に務めている状況にあります。５番目、阿寒摩周国立公園についても、先ほどご紹介いただきましたエゾシカ対策実施計画を策定しているので、これと合わせて生態系維持回復事業計画とセットで連携しながら事業を実施しています。一つは植生とモニタリング、あとは、ＧＰＳ首輪を装着することによって行動エリアを把握するということを今年度考えております。また、こちらもエゾシカ対策協議会を設けておりますので、そちらで情報の共有を図るとともに、そのあり方や仕組みを検討するということを考えております。以上になります。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明につきまして、質問等はありますか。

○事務局（石井課長補佐）

洞爺湖中島の試験捕獲のところで、湖上モバイルカリングとありますが、これは船から陸上のシカを狙うということでしょうか。

○環境省北海道地方環境事務所（髙木国立公園課課長補佐）

はい、船を用いまして、捕獲をするという手法になります。

○高杉エゾシカ担当課長

他に何かありますか。

○北海道立総合研究機構（稲富研究主幹兼道東地区野生生物室長）

支笏洞爺国立公園についてお伺いしたかったのですが、生態系維持回復事業の計画を策定されたというお話があったかと思うのですが、これは洞爺湖中島と支笏湖どちらも含まれている計画なのか、また、支笏湖も含まれているとすると、今、現況の把握だけですけれども、今後何か対策をしていく方向があるのかどうか教えていただきたいと思います。

○環境省北海道地方環境事務所（髙木国立公園課課長補佐）

支笏洞爺国立公園計画として位置付けている生態系維持回復事業計画ですが、区域を定めておりまして、洞爺湖中島のみということで策定しています。

支笏湖の方はモニタリングのみで、まだ具体的なことは計画されていません。

○高杉エゾシカ担当課長

他に何かありますか。

続きまして、北海道農業共同組合中央会様から説明をお願いいたします。

○北海道農業協同組合中央会（沼田営農支援担当部長）

資料３－７－１ですけれども、こちらの資料は、ＪＡグループの国に対する要請資料の抜粋となっています。内容についてはヒグマを中心に書いていますが、国に対する要請の趣旨としては、エゾシカも含めて、鳥獣被害対策交付金の予算をしっかり確保して欲しいということでございます。

資料とは関係ありませんけれども２点、お願い等がございます。まず１点目ですが、今年２月の銃刀法の改正で、ハーフライフルについて、ライフル銃と同列の扱いになったということですけれども、その後、北海道をはじめ関係者の努力によって、初年度についてもハーフライフルが所持できることになったと聞いております。具体的にはこれからになると思いますが、今後も適切な運用について、よろしくお願いしたいと考えております。

２点目ですが、最近札幌市内で、今までエゾシカの被害がなかったようなところでも被害が相次いでいます。また、最近は冬場ですけれども、果樹地帯でのエゾシカによる食害が発生しているということでございます。特に積雪が多い場所によっては、シカが柵を乗り越えて果樹園の中に侵入し、そこでリンゴなどの樹皮を食べて、果樹が枯れてしまうというような被害が起こります。果樹は植えてから収穫までだいたい７年かかりますので、一度食害に遭うと大変な時間と経費がかかるということでございます。このような被害が近年ございますので、道といたしましても、市町村としっかり連携をしながら対策を進めていただきたいと考えております。私からは以上です。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明につきまして、質問等はありますか。

（意見、質問なし）

○高杉エゾシカ担当課長

続きまして、北海道旅客鉄道株式会社様から説明をお願いいたします。

○北海道旅客鉄道株式会社（濱中主幹）

資料３－８－１ですけれども、２枚目以降に、当社のプレスリリースをつけています。先ほど議題１でもご紹介ありましたが、単独でもシカ、クマによる列車運行への影響は2023 年度が過去最多になっています。線区ごとで見ますと宗谷線が、大きく発生件数を増加したというのが昨年度の状況でした。

１ページ目に戻っていただいて、令和５年度の取り組み状況ということで、３点挙げております。１点目が、衝突防止を目的として、早朝夜間帯を走行する一部列車で減速運転を実施したということで、令和４年度の実績では 12 月から３月まで、花咲線で６本、釧網線で７本を、減速して運行しました。その結果、減速を行った列車では衝突件数は減少して、一定の効果があったのではないかと、また、減速していない列車では衝突件数が増えたということで、検証の結果も効果があったということで、令和５年度についても、対象の列車の本数を７本から 16 本に、期間についても 117 日間から 152 日間に増やしたという内容です。

２点目については、シカ止め柵の設置と維持管理ということで、シカ対策の当社の一番大きなものは、やはりシカ止め柵を設置することでありまして、令和５年度については、4,843 メートルを設置したところです。札幌圏とか、都市間のうち、衝突による影響の大きい区間ですとか、発生が多い区間を中心に設置しているということと、冬期間の降雪で柵自体が破損倒壊等も見受けられましたので、耐久性の高い単管柵へ構造を一部変更してきているところでございます。

３点目ですが忌避剤の試行による検証ということで、害獣忌避剤の「ヒトデのちから」というものがありまして、こちらの方は、試行して効果があるか、今検証しているところです。３ヶ所で行っておりまして、根室線の厚岸茶内間、過去に監視カメラを設置して実績のある区間とか、釧網線、石北線の衝突件数の多いところで実施をしたところです。

続きまして令和６年度の取り組みについては、令和５年度の対策を継続していくものもありますが、あと１点、６月の下旬に鹿ソニックという、道路向けのものということですけれども、可変する周波数を照射して衝突リスクを低減させる機械があるということで、宗谷線の音威子府付近で設置をして、効果を見ているところです。当社の説明は以上です。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明につきまして、質問等はありますか。

（意見、質問なし）

○高杉エゾシカ担当課長

続きまして、北海道自然保護協会様から説明をお願いいたします。

○北海道自然保護協会（在田会長）

北海道自然保護協会では、エゾシカというのはヒグマと並んで北海道の大型の動物のシンボルだと思っておりますので、そういう視点で、エゾシカの個体数の永続的な確保

というのは非常に重要だと思っています。一方、エゾシカによる食性に対する被害、様々な生物多様性を減少する被害についても関心を持っております。それに関連して質問をしたいのですが、大分前の資料に戻って恐縮ですけれども、資料１－２の３「捕獲推進プラン」目標数のところで、平成 29 年の目標数が、その前年とかと比べて一段と下がっています。そのせいか達成率が、その前年に比べると２割、100％を超えている。これは目標数がぐんと減ったけれども狩猟数はあまり前年と変わっていないから結果的に達成数も大きくなったと思うのですけれども、ここで目標数をかなり減らしたというのは何か理由があったのでしょうか。その後もまた元に数字が戻っているのですが、この段階で何かシカの将来予測といいますか、個体数の予想が従来と違った何かありましたら教えていただきたいのが一つあります。

○事務局（坂村エゾシカ対策係長）

そのことについてですが、下の方のグラフを見ていただくとわかるのですけれども、被害が徐々に減少してきた。それから捕獲数、推定生息数の方もだんだん徐々に安定してきたということがありまして、当時の会議の中で、もう少し目標数を減らしてもいいのではないかというような意見がありまして、そのような形でその年度に関しては減らしたところですけれども、やはり、捕獲数が、一定程度とっても、被害が減らないという状況もありまして、急遽反転して、また元に戻したという経過があります。

○北海道自然保護協会（在田会長）

ありがとうございます。もう一つ伺いたいのですが、実は先週、本州の高校生から協会にメールが来まして、その内容というのは、解決の困難な問題を自分で課題を考えて、それを解決する方法を探すという、その課題として北海道におけるオオカミの再導入ですね、特に知床半島がいいと書いてあったわけです。それで、オオカミは 100 年ぐらい前に北海道では、絶滅してしまったけれども、いろんな人の考えによると、そのせいもあって、エゾシカが増えてきたのではないかということで、オオカミを再導入するのも一つの案ではないかという考えがあります。我々、協会の理事会でも、そういう議論はしたことはあるのですが、あまりデータもないので抽象的な話になっています。100 年前は北海道の人口も今より随分少ないので、現状等比較するのも大変ですし、オオカミは行動範囲が広く、集団で生活するということを考えると、かなり広い面積が必要で、外国では北米とかヨーロッパなどで再導入をしているという話も聞いておりますけれども、北海道は、やはり人口密度を考えるとなかなか難しいかなとは思うのですが、道としてお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（石井課長補佐）

結論から申しますと、道として今現在、具体的な対応が決まっているものはございま

せん。ただ、一般的な事項だと思いますけれども、まず先ほど在田会長から申し上げられましたが、オオカミによるシカの個体数の調整効果といいますか、どれくらい食べていたかとか、そういうデータがない中で、なかなか科学的な検証が難しいのではないかと思います。オオカミを絶滅させてからシカが急に増えたかというとそうではなくて、ずっと昭和の時代、平成も始め頃までシカ保護政策をかなり強くとって参りました。要するにオオカミがいない中でもシカの個体数がそんなに急激に増えていたということがありませんので、もし、導入するということであれば、そういった検討も必要なのではないかと考えているところです。また、オオカミを絶滅させた理由として、当時、北海道では特に家畜への被害が大きかったという背景があります。また、当時と比べて、アウトドアに出られる方も格段に増えております。そういった方の安全確保ということなども含めて、多面的な検討が必要ではないかと思います。以上でございます。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

それでは、続きまして、北海道警察本部様から説明をお願いいたします。

○北海道警察本部（山口銃砲・危険物係長）

警察からは、シカの交通事故防止の関係についてお話したいと思います。件数などについては先ほど説明があったとおり、シカ事故については増加傾向にあって、特に10月以降数が増える、道東で発生件数が多いというところになっています。実際に、私も昨年の秋、厚岸に天皇陛下が来られた関係で、１週間ほど行かせていただきまして、厚岸が配置だったのですけれども、宿泊先は厚岸ではなかったので朝６時７時から１、２時間移動、夜６時７時から２時間移動という感じでしたが、実際朝であっても夕方であっても道路脇にシカがたくさんいまして、昼間であれば目は合うけれども、道路に出てくるのか出てこないのかというような状況があったり、夜であれば目だけ光ってなかなか判別も難しいところがあって、全部の事故が防げるかというとそこも難しいところではあるのかなという感想も実際に持っていたところです。

警察の活動については、主に事故防止のための啓発活動になります。道東の警察署がメインになりますけれども、管内のシカ事故の発生状況、時間帯、場所などについて資料を作成して、ホームページで公開したり、庁舎に掲示したりしております。またホームページ内に、シカとの事故防止のためのロービーム、ハイビームなどの資料掲載を行ったりしています。あとは北海道交通安全協会の協力を得て、ＹｏｕＴｕｂｅでシカ事故の動画を、交通部の方で作成したりしています。あとは、開発局さんとかの協力も得て、これも道東の広尾の方ですけれども、シカの交通事故の注意喚起に関する看板を取り付けていただいたり、交通安全協会と合同で、車両に取りつけるシカ除けの笛を配って、その場で車に取りつけさせてもらうという活動などもやってい

ます。あと、警察官はそれぞれの地域で街頭啓発を行ったり、巡回連絡で家庭を個別訪問したり、各種企業などで交通安全講話を行っており、それぞれの地元での事故の発生状況とか具体的な例を挙げて、事故防止の講話をしています。あと、シカの関係については市街地などで出没した場合、警察も初動対応をやることになりますが、警察は第一次的な対応が多くて、そのあとの手続きなどは他の機関にお願いする部分も多いので、ご迷惑をかけるところもあるかと思いますが、よろしくお願いします。以上です。

〇高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明に対して、質問等はありますでしょうか。

（意見、質問なし）

〇高杉エゾシカ担当課長

ご質問等がなければ、議題（3）の説明については終了といたします。

議題（４）その他

〇高杉エゾシカ担当課長

続きまして議題（4）その他ですが、構成員の皆様から特に情報提供やご意見などございますか。

（意見、質問なし）

〇高杉エゾシカ担当課長

それでは、特になければ以上で予定の議事については終了いたします。本日、皆様からいただきました情報提供につきましては、道としても参考としまして、今後の施策への検討材料とさせていただきたいと考えております。また、エゾシカは、全道に生息地を広げ、人の生活との軋轢が一層厳しい状況になっておりますことから、道の取り組みだけではなかなか被害の減少は、難しい状況でございます。お集まりの関係機関の皆様におかれましても、エゾシカ対策の推進に引き続き取り組まれますとともに、本日の関係者の取り組みを参考といたしまして、新たな展開をご検討くだされば幸いでございます。それでは、進行を事務局に戻します。

〇事務局（石井課長補佐）

本日は構成員の皆様方におかれましては、貴重なお時間をいただき感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。